

○阿智村商工観光業振興利子補給金交付要綱

平成13年2月26日

告示第6号

改正 平成21年5月1日告示第47号

平成23年3月26日告示第11号

平成30年4月18日告示第18号

令和2年3月9日告示第21号

令和2年4月15日告示第24号

令和2年7月15日告示第33号

令和3年10月15日告示第41号

令和3年11月5日告示第56号

令和4年4月1日告示第23号

(趣旨)

第1条 この要綱は、阿智村商工観光業振興条例（平成3年阿智村条例第14号）の規定に基づいた借入金に対し予算の範囲内において一部利子補給金を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(交付対象資金)

第2条 この要綱による利子補給金の交付対象資金は、次のものとする。

- (1) 阿智村不況対策特別資金
- (2) 日本政策金融公庫小規模事業者経営改善資金
- (3) 信用保証協会の災害緊急特別保証を利用した資金のうち次のいずれかのもの
 - ア 令和元年台風19号に伴う災害による影響（令和元年10月13日から令和2年10月31日まで）
 - イ 令和元年12月以降の雪不足等による影響（令和2年1月14日から令和3年1月31日まで）
 - ウ 新型コロナウイルス感染症による影響（令和2年2月26日から令和3年2月28日まで）
- (4) 長野県経営健全化支援資金のうち次のいずれかのもの
 - ア 経営安定対策
 - イ 特別経営安定対策
 - ウ 新型コロナウイルス対策

エ 新型コロナ向け伴走支援型

(交付対象者)

第3条 この要綱による利子補給金の交付対象者は、次の各号に該当する者とする。

- (1) 前条の交付対象資金の貸付を受けた中小企業者
- (2) 村税等村への納付金を滞納していない者

(利子補給金額)

第4条 この要綱により交付する利子補給金額は、借入金に対し下記の割合を乗じて得た額とする。

- (1) 不況対策特別資金 年利2.0%以内を5年間
- (2) 小規模事業者経営改善資金 年利3.0%以内を7年間
- (3) 信用保証協会の災害緊急特別保証を利用した資金 年利2.0%以内を2年間
- (4) 長野県経営健全化支援資金 年利2.0%以内を3年間

(補給金交付の申請)

第5条 利子補給金又は補助金の交付を受けようとする者は、申請書(様式第1号)を村長に提出しなければならない。

- 2 第1項の申請書の提出については、阿智村商工会長が申請者に代わって行う事ができる。

(補給金交付の決定)

第6条 前条の申請があったときは、村長は当該申請の内容を審査し、利子補給金の交付について決定するものとする。

- 2 第1項の決定をしたときは、通知書(様式第2号)を、当該申請者に通知するものとする。

(補給金交付の請求)

第7条 前条により交付の決定を受けた者は、原則として前年2月から当年1月分を3月10日までに請求書(様式第3号)に借入金融機関による借入金返済証明を添えて村長に提出するものとする。

- 2 2年目以降の交付請求は、前項に準じて行うものとする。

(補給金等の返還)

第8条 村長は、補給金の交付を受けた者がこの要綱に違反したと認めたときは、交付した補給金の全部または一部の返還を命ずることができる。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成21年5月1日告示第47号）
この要綱は、平成21年5月1日から施行する。

附 則（平成23年3月26日告示第11号）
この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成30年4月18日告示第18号）
この告示は、公布の日から施行する。

附 則（令和2年3月9日告示第21号）
この告示は、令和2年3月1日から施行する。

附 則（令和2年4月15日告示第24号）
この告示は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和2年7月15日告示第33号）
この要綱は、告示の日から施行する。

附 則（令和3年10月15日告示第41号）
この要綱は、告示の日から施行する。

附 則（令和3年11月5日告示第56号）
この要綱は、告示の日から施行する。

附 則（令和4年4月1日告示第23号）
この要綱は、告示の日から施行する。